



## 「鮎河小学校同窓会地域再生活活性化活動支援基金」

### 1. 趣 旨

平成29年度末をもって閉校となった鮎河小学校の卒業生同窓会会計の余剰金を原資として、鮎河および大河原地域(以下「地域」という)の風土文化、産業等の復活・活性化に繋げていくため、公益的な取り組みを行おうとするグループまたは事業者等(以下「団体等」という。)に活動支援金を交付する。



### 2. 内 容

(支援金の交付対象となる団体の要件)

- ア 上記の趣旨に賛同し、実効性のある持続可能な活動を行う「団体等」
- イ おおむね5人以上の「地域」住民で構成した組織または「地域」外居住者であっても「地域」の発展に寄与すると認められる「団体等」
- ウ コンプライアンス、公序良俗を遵守する者であること。
- エ 当該支援基金交付審査会で適正と認められる「団体等」

(支援金交付の対象となる活動の範囲)

- A 「地域」の住民生活の利便性の向上につながる活動事業
- B 「地域」の景観維持、観光、イベントの開催等活動事業
- C 「地域」の農林水産業の振興に貢献する「団体等」
- D 文化・スポーツを通じて他所に「地域」の活力をPR等する活動

※ 政治・宗教活動またはこれの色合いの強い活動および自治振興会事業で完結すべき活動は適当除外とします。

※ 上記ア~エ、A~D以外の要件、活動範囲の内容であっても審査会で可否の審査対象とします。

### 3. 支援金交付 制限

- この支援金制度に係る要綱は別に定めています。
- 支援金の交付に係る可否は要綱に定める審査会で審議します。



この支援基金に関するお問い合わせ  
鮎河小学校同窓会(水上)